

## 令和元年度居宅介護支援事業所等集団指導に関する質問への回答

令和元年11月15日(金)に開催しました「令和元年度居宅介護支援事業所等集団指導」の内容について、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

### モニタリングについて (資料2参照)

**Q1** サービス開始が月末(例:9月30日、10月31日等)であった場合でも、当該月にモニタリングを実施しないと運営基準減算になるのか。

**A1** 月末にサービスを開始し、日数が無い場合においても、開始したサービスの実施状況を把握するため当該月にモニタリングを実施する必要があります。例えば、10月31日に訪問介護の利用を開始した場合も、10月31日にモニタリングを実施する必要があり、実施されない場合は、運営基準減算に該当します。

### 加算の算定に関する留意事項について (資料4参照)

**Q2** カンファレンスありの退院・退所加算を算定するにあたっては、利用者又は家族に提供した文書の写しを保管すると理解しているが、保管する文書は医療機関が「退院時共同指導料」、「多機関共同指導料」を算定した際に、利用者(患者)あてに発行される文書で良いのか。医療機関が「多機関共同指導料」を算定しない場合にも、要件を満たせばカンファレンスありの算定は可能か。

**A2** お見込みのとおり。

退院・退所加算の算定に当たっては、利用者に関する必要な情報を得た記録(退院退所情報記録書等)が必要です。

カンファレンスありの算定の場合には、加えて以下の2点も必要です。

- ・カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等についての記録(居宅サービス計画書等)
- ・医療機関が利用者又は家族に提供した文書の写し

※資料4・7ページに記載のように、カンファレンスについて医療機関側の診療報酬算定は必須ではありません。要件を満たせば、カンファレンスありの算定が可能です。

## 総合事業のケアマネジメントについて（資料7参照）

Q3 訪問介護相当サービスについて、利用回数が月途中で週1回から週2回へ変更になり、6回利用となった場合には、月額包括にならないまま、回数単位の請求が可能か。

A3 1月につき週1回程度の利用のときは、全部で4回までは訪問介護相当サービス費Ⅳ（1回あたり267単位）、同じ曜日が月に5回あり4回を超えた利用とならざるを得ない場合などは訪問介護相当サービス費Ⅰ（1月あたり1,172単位）を適用します。

ご質問の場合は月4回を超えた利用のため、訪問介護相当サービス費Ⅰ（1月あたり1,172単位）の月額包括単位で請求することになります。